

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年11月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2200079号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2200011号

第1 結論

昭和47年*月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年*月から昭和58年3月まで

私は、20歳の時点では国民年金に加入していなかったが、時期は明確ではないものの、25歳(昭和52年*月)までの間にA市B区役所の国民年金担当課の窓口で加入手続を行い、年金手帳をもらった。

また、請求期間の国民年金保険料について、当該期間のうち、国民年金の加入手続を行った月以降の期間については、A市B区役所から送付された納付書を使用して金融機関で納付し、その後、同区役所の国民年金担当課の窓口で、20歳からの未納期間を遡って納付することが可能であると聞いたので、請求期間のうち、20歳から加入手続を行った月の前月までの期間については、保険料を納付した期間や金額は明確ではないものの、昭和52年*月から昭和58年頃までの間に、同窓口で一括納付した。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳の時点では国民年金に加入していなかったが、時期は明確ではないものの、25歳(昭和52年*月)までの間にA市B区役所の国民年金担当課の窓口で加入手続を行い、年金手帳をもらった旨主張しているが、請求者の国民年金の加入手続は、請求者から提出された年金手帳により確認できる国民年金手帳記号番号(*)の前後の番号が付与された被保険者の資格取得日等から、昭和60年6月頃に昭和47年*月(20歳)まで遡って行われたものと推認され、請求者の主張する加入手続の時期と一致しない。

また、請求期間の国民年金保険料について、請求者は、当該期間のうち、国民年金の加入手続を行った月以降の期間については、A市B区役所から送付された納付書を使用して金融機関で納付し、請求期間のうち、20歳から加入手続を行った月の前月までの期間については、昭和

52年*月から昭和58年頃までの間に、同区役所の国民年金担当課の窓口で一括納付した旨主張しているが、請求者は、上記の推認される加入手続時期まで国民年金に未加入であり、請求期間当時において、請求期間の保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から請求者の手帳記号番号が払い出された時期までを通じて同一区内に居住していた請求者に対して、別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難い上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2200080号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2200042号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年3月21日から同年4月1日まで
② 昭和62年3月21日から同年4月1日まで

私は、請求期間①については昭和60年3月31日まで、請求期間②については昭和62年3月31日まで、いずれもA事業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同事業所における資格喪失年月日が、それぞれ昭和60年3月21日及び昭和62年3月21日となっているので、調査の上、請求期間①及び②に係る資格喪失年月日の記録を、それぞれ昭和60年4月1日及び昭和62年4月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①については昭和60年3月31日まで、請求期間②については昭和62年3月31日まで、いずれもA事業所に勤務していた旨主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者は、A事業所において、それぞれ、昭和60年3月20日及び昭和62年3月20日に離職している記録となっており、いずれの記録も厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合していることが確認できる上、同事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚について雇用保険の加入記録を調査したところ、いずれの者も雇用保険の離職年月日と厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は符合していることが確認できる。

また、A事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、回答を得た者からは、同事業所における厚生年金保険料の控除の取扱いについて具体的な回答を得ることができない。

さらに、A事業所は、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料は保存期間が経過し保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。